○東北地方整備局告示第二十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年二月二十一日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号

東北地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人岩手県建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	佐々木範夫
変更後	高橋　友紀、上田　修明

(2)　変更年月日

平成二十三年二月一日

○近畿地方整備局告示第三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十一日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
兵庫県揖保郡太子町山田字大山六六四番二三から同町山田字大山六六四番一の一まで	前	一八・〇〇～七六・〇〇（メートル）	〇・三三九（キロメートル）
	後	二六・〇〇～一一九・〇〇（メートル）	〇・三三九（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十一日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二号　兵庫県揖保郡太子町山田字大山六六四番二三から同町山田字大山六六四番一の一まで　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年二月二十一日

○近畿地方整備局告示第三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十一日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
尼崎市東本町一丁目七四番から神戸市灘区岩屋南町三番まで	前	五〇・〇〇～一四四・〇〇（メートル）	二〇・一五一（キロメートル）
	後	五〇・〇〇～一四四・〇〇（メートル）	二〇・一五一（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十一日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百七十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
尼崎市西昆陽一丁目七一九番六から同市西昆陽一丁目七一九番二まで	前	二三・〇〇～二六・八〇（メートル）	〇・一八一（キロメートル）
	後	二六・六〇～三四・六〇（メートル）	〇・一八一（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十一日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百七十一号　尼崎市西昆陽一丁目七一九番六から同市西昆陽一丁目七一九番二まで　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年二月二十一日

○近畿地方整備局告示第三十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年二月二十一日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　11

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社近畿確認検査センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	佐野　博通
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十三年一月二十四日

○近畿地方整備局告示第三十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次の登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十三年二月二十一日

近畿地方整備局長　上総　周平